

○厚生労働省告示第三百七十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和三年十月十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

1 住所の変更

登録番号	氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
一八	公益社団法人富山県薬剤師会	富山県富山市千歳町一丁目四番一号	富山県富山市堀二七番地二	令和三年四月十二日
一八五	株式会社日本食品エコロジ―研究所	東京都世田谷区経堂一丁目四十一番十六号	兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号	令和二年十月一日

試験検査を行う事業所の所在地の変更

登録番号	一八
氏名又は名称	公益社団法人富山 県薬剤師会
変更前の試験検査を 行う事業所の所在地	富山県富山市千歳町 一丁目四番一号
変更前の試験検査を 行う事業所の所在地	富山県富山市堀二七 番地二
変更年月日	令和三年四月十 二日